

健康保険 被保険者 各位

N I P P O 健康保険組合

## 健康保険証の廃止について

報道等ですすでにご承知の通り現在の健康保険証は廃止される予定です。  
健康保険証廃止に関する今後の予定を下記の通りお知らせします。

### 記

#### 1. 健康保険証の新規発行廃止…令和6年12月2日

※現在発行済の健康保険証は経過措置で令和7年12月1日まで継続使用できます。

令和6年12月2日以降は、理由の如何を問わず健康保険証の新規発行はできなくなります。

#### 2. 「資格情報のお知らせ」を発行、配付…令和6年10月中旬以降

令和6年8月20日時点の加入者情報を記載した「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を発行し、会社（本社・支店毎）に送付いたします（その後の加入者は順次送付します）。

10月15日から順次被保険者に配付いたします（個人毎に封入、世帯毎ではありません）。

もしマイナンバーの記載に誤りがあった場合は健保組合宛にご連絡ください。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関の受診はできません。

#### 3. 「資格確認書」の発行…令和6年12月2日以降

マイナ保険証による資格確認ができない方が保険医療を受けるために必要な確認書

有効期限：毎年3月31日迄の1年間（年度の途中で加入、発行した場合も有効期限は3月31日迄）

発行対象者：マイナ保険証不所持の以下の方

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードは保有しているが、健康保険証利用登録をしていない方  
利用登録は簡単です。スマホのマイナポータルやセブンイレブンの端末等から登録できます。
- ・マイナ保険証の利用登録を解除した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れの方
- ・マイナンバーカードを返納した方

令和6年12月2日以降、新規加入者（被保険者・被扶養者）及び健康保険証紛失者等に発行する。

現在、健康保険証を交付されている方は令和7年12月1日まで継続使用する。

令和7年10月時点（目安）で資格確認書発行対象者には健保組合が職権交付する。

（職権交付とは、健保組合が発行対象者を確認することにより申請なしで資格確認書を交付すること）

発行対象者が資格取得時等に資格確認書発行希望を申請すれば即時発行する。

※健保組合が発行対象者かどうかを確認するには相当の期間を要することに留意してください。

※マイナ保険証所持者には職権発行はしませんので必要な場合は資格確認書発行を申請してください。

以 上

# 個人番号の下4桁を ご確認ください！

「資格情報のお知らせ」に記載されている  
個人番号の下4桁とマイナンバーカードの裏面  
に記載されている個人番号の下4桁に相違がない  
か、ご確認ください。

※「資格情報のお知らせ」に記載されている個人  
番号の下4桁が異なっていた場合は、健康保  
険組合へご連絡ください。

## なぜ「資格情報のお知らせ」に個人番号の 下4桁が印字されているの？

既に、お届けいただいている個人番号のさらなる正確性  
を期するため、今一度ご確認ください、安心してマイナ  
保険証をご利用いただくことを目的としております。

**注) マイナ保険証とは、健康保険証の機能が追加された  
マイナンバーカードのことです。**

## 資格情報のお知らせ（イメージ）

### 資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇		
フリガナ	〇〇〇〇〇〇〇〇		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇〇〇〇〇〇〇		

現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、次の  
とおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。方が、表示されている下4桁の数字が、ご自分の  
個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\* \*\* 9012

### マイナンバーカード裏面（イメージ）



# 「資格情報のお知らせ」は、 どのように利用するのですか？

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は発行できなくなります。2024年12月1日以前に発行された  
健康保険証は経過措置として2025年12月1日まで使用することができますが、過渡期においてはオンラ  
イン資格確認ができない医療機関等でマイナ保険証を提示した際に、健保組合名や記号、番号等がわか  
らないため、マイナ保険証と合わせて当該医療機関等の窓口で提示いただくものです。

**注)「資格情報のお知らせ」は、健康保険証を代替するものではないため、  
これだけを提示して保険診療を受けることはできません。**

### オンライン資格確認ができる医療機関等

マイナ保険証（マイナンバーカード）

オンライン資格確認システムの利用環境が構築され  
ており、正常に稼働していれば、マイナ保険証のみ  
で受診することができます。

※ マイナンバーカードをマイナ保険証として利用  
するためには、事前の利用手続き（紐づけ）が  
必要です。

### オンライン資格確認ができる環境がない医療機関等

マイナ保険証（マイナンバーカード）

**両方が  
必要です！**

資格情報のお知らせ

※ 機器や回線のトラブルでオンライン資格確認が  
できない場合も含まれます。

# よくある質問&回答

---

## Q1. 2024年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が廃止されると、医療機関等を受診したい場合、何がどのように変わるのですか？

**A1.** 2024年12月1日以前に発行された健康保険証は最長1年間有効とする経過措置が取られます。ただ、現行は、勤務先や居住地が変わることにより健康保険証が変わるほか、75歳に達した際には、後期高齢者医療制度に基づく医療保険に加入することとなり、この場合も健康保険証が変わります。現在は、転職や異動等により新しい健康保険証が発行されていますが、2024年12月2日以降はこうした転職や異動等があった時点でこの経過措置は終了します。  
2024年12月2日以降は、現行の健康保険証を発行することが出来なくなりますので、その時点で、皆様は原則としてマイナ保険証の利用に切り替えて頂くことが必要です。

---

## Q2. マイナ保険証の利用によってどんな医療制度の改善を目指しているのですか。

**A2.** マイナ保険証をご利用いただくと、皆様は医療機関・薬局等での診療情報や薬剤情報、特定健診の結果情報、あるいはまた医療機関等に支払った医療費の情報を「マイナポータル」で確認することができます。  
また、医療機関や薬局は皆様の同意に基づいて診療情報や薬剤情報、特定健診の結果情報を閲覧することができます。  
政府はこれらの情報に加えて、医療機関のカルテ情報や自治体の予防接種実施状況、介護認定情報などをデジタル化し、利用者や医療機関等が互いに閲覧、共有できる全国的なプラットフォームを作ることを目指しています。

---

## Q3. マイナ保険証を利用すると、どんなメリットがあるのですか。

**A3.** 1. 患者と医療関係者が診療情報や薬剤情報を共有することができるようになり、より正確な良い医療を受けることができます。  
2. 投薬の重複を避けることができ、過剰投与の防止に繋がります。  
3. 窓口での支払いが高額になる場合に、「限度額適用認定証」を提示しなくてもオンライン資格確認システムを通じて医療機関等が自己負担限度額を確認することができ、皆様は上限額を超えた部分の支払いを免除され、実負担が軽減されます。  
4. マイナ保険証ならば、転職や異動後も継続して利用することができます。

**注) 健保組合、協会健保、国保等への加入の届出は必要です。**

---

**※マイナポータルにログインすることで自身の資格情報の履歴についても確認することができます。**

(令和6年1月時点)

# マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

## マイナ保険証を使うメリット

### 1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が  
自己負担も  
低くなるんだ



### 2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない  
内容もあるから  
助かるわね



### 3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を  
しなくて済むわ



- ・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（来年12月1日まで）使用可能です。





マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

##### ■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として登録

##### ■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## よくあるご質問

### マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



### マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



### どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare